

第23期
第16回白鷹町農業委員会総会 会議録

開催日時 令和6年9月25日(月) 午前11時00分開議
開催場所 白鷹町中央公民館 2階 大会議室

出席委員(11名)

- | | | |
|-----------|-----------|-----------|
| 1. 小口 修 | 2. 菅原 政敏 | 3. 小林 喜久雄 |
| 4. 衣袋 則子 | 5. 高橋 清吉 | 6. 小松 晴治 |
| 7. 児玉 匡樹 | 8. 新野 清 | 9. 樋口 金一郎 |
| 10. 村上 浩康 | 11. 小林 孝次 | |

農業委員会事務局

事務局長	橋本 秀和
事務局長補佐	川部 茂樹
農地調整主査	茂木 智美

付議事件

日程第1		議事録署名委員の指名について
日程第2		会期の決定について
日程第3	報告第 29号	非農地証明について
日程第4	議案第 62号	農地法第3条の規定による許可について
日程第5	議案第 63号	農地法第5条の規定による許可について
日程第6	議案第 64号	農用地の利用関係の調整に関する調整委員の指名について

議 長 (会長 小林 孝次)

ご参集ご苦労様でございます。

これより、第16回白鷹町農業委員会総会を開会いたします。

本日の出席委員は全員であります。定足数に達しておりますので、ただちに本日の会議を開きます。

事務局長より議事日程の説明を求めます。

橋本事務局長 議長。

議 長 橋本事務局長。

橋本事務局長 議事日程。【議事日程説明】

議 長 議事日程の説明が終わりました。議事に入ります。

日程第1 「議事録署名委員の指名」を行ないます。

本件については、白鷹町農業委員会会議規則第22条第2項の規定により、4番 衣袋則子委員 7番 児玉匡樹委員の両名を指名いたします。

日程第2 「会期の決定について」を議題といたします。

お諮りいたします。本総会の会期については、本日一日といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

《異議なしの声 あり》

ご異議なしと認めます。よって会期は本日一日限りといたします。

日程第3 報告第29号 「非農地証明について」を議題といたします。会長に代わり、事務局より報告を求めます。

川部事務局長補佐 議長。

議 長 川部補佐。

川部事務局長補佐 ご報告いたします。

報告第29号「非農地証明について」次の土地について、農地法第2条に規定する農地又は採草放牧地のいずれにも該当しないことの証明願いがあったので、農業委員会事務局処務規則第5条第8号の規定に基づき専決処分したので報告する。

番号1

申 請 人 白鷹町大字○○○○○○ ○○ ○○

登記名義人 白鷹町大字〇〇〇〇〇〇 〇〇 〇〇

土地の表示

所 在 大字〇〇〇〇〇〇
地 番 〇〇〇〇
登記地目 畑
地 積 143㎡ 他1筆
現況地目 宅地
非農地となった時期・事由 平成3年に車庫を建築し駐車場として使用している。
調査年月日 令和6年9月17日
専決年月日 令和6年9月18日
報告は、以上でございます。

議 長

報告が終わりました。

ここで、現地調査委員より状況報告をお願いします。農地部会長 8番 新野清委員よりお願いします。

新野清委員 議長。

議 長 新野委員。

新野清委員 1番案件について調査のご報告をいたします。

9月17日、わたくしと、小林喜久雄委員、村上浩康委員、事務局の川部補佐で現地調査を行いました。

申請地は車庫が建築され20年以上にわたり駐車場として利用されており、農地として復元することが困難な状態でありました。

今後も農地としての活用はできず、また、周辺農地の利用に支障がないと認められるため、現地調査を行ったもの全員一致で「非農地」と判断いたしました。

以上、ご報告いたします。

議 長

ご苦労様でした。報告が終わりました。ご意見等ございませんか。

それではお諮りいたします。本件は報告事項でありますので、報告のとおり了承するにご異議ありませんか。

《異議なしの声 あり》

ご異議なしと認めます。よって、本件については報告のとおり了承することに決しました。

日程第4 議案第62号「農地法第3条の規定による許可について」を議題といたします。会長に代わり事務局より提案理由の説明を求めます。

川部事務局長補佐 議長。

議 長 川部補佐。

川部事務局長補佐 ご説明いたします。

議案第62号「農地法第3条の規定による許可について」次の農地について、農地法第3条第1項の規定により許可申請があったので可否を求める。

番号1

申請人 譲受人 ○○○○○○○○○ ○○ ○○
譲渡人 白鷹町大字○○○○○○ ○○ ○○

土地の表示

所 在 大字○○○○○○○
地 番 ○○○○

地 目 畑
地 積 298㎡ 他4筆

契約の種類等 所有権の移転（売買）

対価（10a当り） 総額○○○○円

説明は、以上でございます。

議 長

説明が終わりました。次に、担当委員より調査報告を求めます。1番案件について、10番 村上浩康委員よりお願いいたします。

村上浩康委員 議長。

議 長 村上委員。

村上浩康委員 1番案件について調査のご報告をいたします。

9月18日、わたくしと、鈴木茂農地利用最適化推進委員の2名で調査を行いました。

機械の所有状況につきましては、耕運機1台を所有しており、トラクター1台、田植機1台、コンバイン1台をリースしています。また、軽トラック1台

をリースする予定です。

労働力の確保状況につきましては、本人、妻とのことです。

技術は、いずれも未経験ですが農業への意欲が感じられるため、問題ないと思われま

す。遊休農地はございません。今後、取得する農地を耕作します。

取得する農地は確認しております。

必要な農作業に常時従事すると認められます。

権利を取得する農地の周辺の農地に、支障を生ずるおそれはありません。

以上、ご報告いたします。

議 長

ご苦労様でした。報告が終わりました。質疑・討論を行います。

質疑・討論を打ち切り採決いたします。1番案件について、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

《挙手全員》

挙手全員、よって1番案件について許可することに決しました。

日程第5 議案第63号「農地法第5条の規定による許可について」を議題といたします。会長に代わり事務局より提案理由の説明を求めます。

川部事務局長補佐 議長。

議 長 川部補佐。

川部事務局長補佐 ご説明いたします。

議案第63号「農地法第5条の規定による許可について」次の農地について、農地法第5条第1項の規定により許可申請があったので意見を求める。

番号1

申請人	譲受人	白鷹町大字〇〇〇〇〇〇	〇〇	〇〇
			〇〇	〇〇
	譲渡人	白鷹町大字〇〇〇〇〇〇	〇〇	〇〇

土地の表示

所	在	大字〇〇〇〇〇〇
地	番	〇〇〇〇
地	目	畑
地	積	244㎡ 他1筆

契約の種類等 使用貸借権の設定
転用目的 一般住宅
 他2件
説明は、以上でございます。

議 長

説明が終わりました。次に、担当委員より調査報告を求めます。1番案件について、1番 小口修委員よりお願いいたします。

小口修委員 議長。

議 長 小口委員。

小口修委員 1番案件について調査のご報告をいたします。

9月19日、わたくしと、樋口美弥子農地利用最適化推進委員の2名で、現地にて聞き取り調査を行ってまいりました。

転用を行うに必要な資力信用については、住宅ローン仮審査結果通知書により確認しています。なお、地代につきましては使用貸借であり、借地料は発生しません。

転用の妨げとなる権利を有する者はありません。

遅滞なく申請に係る用途に供することについては、許可後すみやかに実施します。

他法令による必要な許認可等について、必要な許認可等はありません。

隣接する宅地の一部が併用地です。

面積が転用目的から見て適正かという部分については、適正と判断します。

単なる造成のみを目的とするものでないかという部分については、ないものと判断いたします。

周辺の農地の営農条件に支障を生ずるおそれについては、ないものと判断いたします。

一時転用ではありません。

以上、ご報告いたします。

議 長

ご苦労様でした。2番案件及び3番案件について、5番 高橋清吉委員よりお願いいたします。

高橋清吉委員 議長。

議 長 高橋委員。

高橋清吉委員 最初に、2番案件について調査のご報告をいたします。

9月18日、わたくしと、小関清喜農地利用最適化推進委員の2名で、現地にて聞き取り調査を行ってまいりました。

転用を行うに必要な資力信用については、預金通帳の残高証明書により確認しています。

転用の妨げとなる権利を有する者はありません。

遅滞なく申請に係る用途に供することについては、許可後すみやかに実施します。

他法令による必要な許認可等について、必要な許認可等はありません。

隣接する宅地が併用地です。

面積が転用目的から見て適正かという部分については、適正と判断します。

単なる造成のみを目的とするものでないかという部分については、ないものと判断いたします。

周辺の農地の営農条件に支障を生ずるおそれについては、ないものと判断いたします。

一時転用ではありません。

次に、3番案件について調査のご報告をいたします。

9月18日、わたくしと、小関清喜農地利用最適化推進委員の2名で、現地にて聞き取り調査を行ってまいりました。

転用を行うに必要な資力信用については、フラット35住宅金融支援機構事前審査結果通知書により確認しています。

転用の妨げとなる権利を有する者はありません。

遅滞なく申請に係る用途に供することについては、許可後すみやかに実施します。

他法令による必要な許認可等について、農振法における農用地からの除外手続きを完了しています。

併用地はありません。

面積が転用目的から見て適正かという部分については、適正と判断します。

単なる造成のみを目的とするものでないかという部分については、ないものと判断いたします。

周辺の農地の営農条件に支障を生ずるおそれについては、ないものと判断いたします。

一時転用ではありません。

以上、ご報告いたします。

議 長

ご苦労様でした。報告が終わりました。質疑・討論を行います。

質疑・討論を打ち切り採決いたします。一括して採決いたしたいと思いますがご異議ありませんか。

《異議なしの声 あり》

ご異議がありませんので採決いたします。1番案件から3番案件について、「許可相当」と意見決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

《挙手全員》

挙手全員、よって1番案件から3番案件は「許可相当」を持って県に進達することに決しました。

日程第6 議案第64号「農用地の利用関係の調整に関する調整委員の指名について」を議題といたします。なお、本案件は議事参与の制限に該当する案件ですので、ここで白鷹町農業委員会会議規則第19条の規定に基づき、8番新野清委員 及び 10番 村上浩康委員の退室を求めます。

(新野委員と村上委員 退室)

会長に代わり事務局より提案理由の説明を求めます。

川部事務局長補佐 議長。

議 長 川部補佐。

川部事務局長補佐 ご説明いたします。

議案第64号「農用地の利用関係の調整に関する調整委員の指名について」農業経営基盤強化促進法第15条第1項の規定に基づく農業委員会による農用地の利用関係の調整に関する手続き規定に基づき調整委員を指名したので承認を求める。

番号1

申出人 ○○○○○○○○○ ○○ ○○

土地の表示

所	在	大字	○○○○○○○
地	番		○○○○
地	目	田	
地	積		2148㎡ 他1筆

申出内容 土地の売却のあっせん
指名した調整委員

新野 清 委員

村上 浩康 委員

説明は、以上でございます。

議 長 説明が終わりました。質疑・討論を行います。

質疑・討論を打ち切り採決いたします。1番案件について、提案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

《挙手10名》

挙手、よって1番案件については承認することに決しました。

ここで、8番 新野清委員 及び 10番 村上浩康委員の入室を求めます。

(新野委員と村上委員 入室)

以上で、本総会に付議された案件は全部終了いたしました。

これをもって、第16回白鷹町農業委員会総会を閉会いたします。大変ご苦勞様でした。

白鷹町農業委員会会議規則第22条第2項により、第16回白鷹町農業委員会総会の議事録に署名いたします。

令和6年9月25日

白鷹町農業委員会議長 _____

議事録署名委員 _____

議事録署名委員 _____